

久喜市封筒広告掲載基準

令和7年2月20日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、久喜市封筒広告掲載取扱要領第13条の規定に基づき、広告を掲載する場合の基準について必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 封筒に掲載する広告は、社会的に信頼性が高く、かつ公序良俗に反せず市民に不利益を与えない中立性のある情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性のあるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に定める業種、事業者又は商品の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 規制対象でない業種であっても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法令等の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談の引受け等に関する業種
- (10) 先物取引業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行う事業者
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収する事業者も該当する。）
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令等に違反している事業者
- (14) 市税の滞納がある事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(掲載基準)

第4条 以下に該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反しているもの
 - イ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
 - ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - エ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - オ 他を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
 - カ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
 - コ 社会的に不適切なもの
- (2) 消費者保護の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を使用しているもの
例：「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
 - イ 射幸心を著しくあおる表現を使用しているもの
例：「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
 - ウ 人材募集の広告をする場合において労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主となり又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 広告内容に無関係な水着姿、裸体姿等を使用しているもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現を使用しているもの
- ウ 残酷な描写等善良な風俗に反する表現を使用しているもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の身体・精神・教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるものは、広告掲載を行わない。

(表示に関する注意)

第5条 広告の表示に関する注意事項は、次にとおりとする。

- (1) 広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること
- (2) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やEメールアドレスのみは認めない
- (3) 前各号に掲げるもののほか、次の各事項に注意すること
 - ア 割引価格を表示する場合は、「メーカー希望小売価格の30%引き」等、対象となる元の価格の根拠を明示すること
 - イ 比較広告を掲載する場合は、主張する内容が客観的に実証された、根拠となる資料を明示すること
 - ウ 無料で参加・体験できるもので別途費用がかかるもの場合は、「入会金は別途かかります」や「昼食代は実費負担」等を明示すること
 - エ 他人の名義、写真、商標、シンボルマーク等を無断で使用して、著作権や商標権、肖像権等を侵害しないこと